○中部地方整備局告示第百三十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、雲出川水系雲出川、雲出古川、波瀬川及び中村川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年中部地方整備局告示第七十八号、第七十九号及び第八十号は廃止する。

平成二十八年十二月十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

○中部地方整備局告示第百三十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、櫛田川水系櫛田川及び佐奈川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年中部地方整備局告示第八十一号及び第八十二号は、廃止する。

平成二十八年十二月十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

○中部地方整備局告示第百三十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、宮川水系宮川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年中部地方整備局告示第八十三号は、廃止する。

平成二十八年十二月十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

○中部地方整備局告示第百三十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、狩野川水系狩野川、来光川、柿沢川、狩野川放水路、大場川及び黄瀬川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び沼津河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年中部地方整備局告示第三十六号、平成二十一年中部地方整備局告示第八十八号、第八十九号、第九十号、第九十一号及び第九十二号は、廃止する。

平成二十八年十二月十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

○中部地方整備局告示第百三十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、庄内川水系庄内川及び矢田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び庄内川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十九年中部地方整備局告示第七十七号及び第七十八号は、廃止する。

平成二十八年十二月十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

○中部地方整備局告示第百三十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、菊川水系菊川、牛淵川及び下小笠川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び浜松河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年中部地方整備局告示第六十一号、第六十二号、平成二十四年中部地方整備局告示第二百九号は、廃止する。

平成二十八年十二月十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

○中部地方整備局告示第百三十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、天竜川水系天竜川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局、天竜川上流河川事務所及び浜松河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年中部地方整備局告示第三十七号、平成二十四年中部地方整備局告示第二百八号は、廃止する。

平成二十八年十二月十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

○九州地方整備局告示第百八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十五日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	八女市立花町下辺春字船尻八三番一から同市立花町下辺春字三ノ瀬一八一番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十五日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三号	八女市立花町下辺春字船尻八三番一から同市立花町下辺春字三ノ瀬一八一番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十八年十二月十六日